

第二十二回国会 衆議院 農林水産委員会議録第三十九号

昭和三十年七月十三日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 綱島 正興君

理事安藤 覺君 理事白濱 仁吉君

理事松浦 東介君 理事鈴木 善幸君

理事足鹿 覺君 理事稻富 稔人君

五十嵐吉藏君 井出一太郎君

石坂 繁君 大森 玉木君

木村 文男君 楠美 省吾君

小枝 一雄君 笹山茂太郎君

原 捨恩君 足立 篤郎君

大坪 保雄君 川村善八郎君

助川 良平君 田口長治郎君

松野 頼三君 赤路 友藏君

淡谷 悠藏君 石田 宥全君

楠 兼次郎君 伊瀬幸太郎君

佐竹 新市君 中村 時雄君

出席國務大臣

農林大臣 河野 一郎君

出席政府委員

農林政務次官 吉川 久衛君

農林事務官 (農地局長) 渡部 伍良君

農林事務官 (農務局長) 小倉 武一君

農林事務官 (農務改良局長) 小倉 武一君

委員外の出席者

農林技官(農地局建設部長) 大塚 常治君

農林技官(農地局復旧課長) 河田 黨君

農林技官(農務改良局長) 河田 黨君

農林技官(農務改良局長) 河田 黨君

農林事務官(食糧庁総務部長) 新澤 寧君

農林技官(水産庁調査研究部長) 藤永 元作君

七月十二日

委員大野市郎君、中馬辰猪君及び松野頼三君辭任につき、その補欠として足立篤郎君、戸塚九一郎君及び小金義照君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大坪保雄君辭任につき、その補欠として松野頼三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大坪保雄君辭任につき、その補欠として松野頼三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大坪保雄君辭任につき、その補欠として松野頼三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大坪保雄君辭任につき、その補欠として松野頼三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大坪保雄君辭任につき、その補欠として松野頼三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大坪保雄君辭任につき、その補欠として松野頼三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大坪保雄君辭任につき、その補欠として松野頼三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大坪保雄君辭任につき、その補欠として松野頼三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大坪保雄君辭任につき、その補欠として松野頼三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大坪保雄君辭任につき、その補欠として松野頼三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大坪保雄君辭任につき、その補欠として松野頼三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大坪保雄君辭任につき、その補欠として松野頼三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大坪保雄君辭任につき、その補欠として松野頼三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大坪保雄君辭任につき、その補欠として松野頼三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大坪保雄君辭任につき、その補欠として松野頼三君が議長の指名で委員に選任された。

専門員 岩隈 博君  
専門員 徳久 三種君

過般来、全国各地に風水害等によりまして農林水産の被害が続発いたしておりますことにかんがみ、かつ有明湾における農業使用による漁業被害等の問題も合せて、緊急問題及び恒久問題等について、調査することにしたいたします。右問題について質疑の通告がございますから、これを許します。足鹿 覺君。

○足鹿委員 農林大臣が御出席になりましたこの機会に、農林漁業の災害対策等に関連いたしまして、農業災害補償制度について御質問申し上げたいと思ひます。

本年も春先より凍霜害ひょう雪、水害等、まことに不幸ながら世界有数の災害国たるのみにそむかず、災害が続発いたしております。公共施設は言うまでもなく、農地、農産物等に多大の損害をもたらしておられることは、御承知の通りであります。わが委員会といたしましても、すでに東北地方に調査班を派遣し、今また北海道に調査班二班を派遣して、その実情を精査し、また各党においても、それぞれ議員を派遣して対策の樹立にお努めになつておるのであります。

政府といたされましても、過般四、五月の災害に対して資金融通の法的措置をとられ、また引き続いて六、七月の東北、北海道の災害について同様の措置をとられることと存じます。しかし、現政府の災害対策は遺憾ながら徹底的といわざるを得ないのであります。先

日も本委員会に北海道開発庁担当大久保國務大臣の御意見を願ひまして、北海道水害の実情とその対策をたゞしたのであります。実情の把握も不十分であるのみならず、対策の樹立もおくれており、被災地農民の困窮をすみやかに救済する熱意に乏しいという印象を受けたのであります。すでに台風季節に入り、台風第七号は逐次に台風季節に入り、台風第七号は逐次に北上中とのニュースが入つており、今後陸續として台風の来襲を予期しなければならぬ時期にきておるのであります。一方台風常襲地帯の議員が中心となり、これら地帯の農山漁村の人の熱望にこたえ、災害防除及び災害復旧の法律案が提出される等、農林漁業災害対策確立の動きは、国会を中心としてあわただしく盛り上つてきております。にもかかわらず、政府の関心はまことに残念に存するのであります。しこうして、農業災害対策を樹立いたしまさる場合の一つの重要な柱とも申すべきものは、言うまでもなく農業災害補償制度であります。この制度に關する政府の御方針も一向に判然といはしておられないのであります。少くとも今日までのところ、この重要課題に對してどう対処せられるか、全く判明いたしておられないのであります。

政府は今回家畜共済の一元化及び総代会に關する規定の整備をおもなる内容として、農業災害補償法の一部を改正する法律案を提出せられております。

本案は、かつてわれわれが現在の死傷病傷共済一元化実験法を審議いたしました際に、すでに予想せられておったのであります。農家の受ける利益を考へますとき、きわめて当然の措置と申すべく、私どもも一応の賛意を表するものであります。しかしながら、頭に申し上げましたことと関連し、農業災害対策としての補償制度が当面しております諸問題、しかも緊急に解決いたさなければならぬ諸問題が、今日山積いたしておるにもかかわらず、今般御提出の改正案中には、これらについて何らかの努力を払われた形跡がないという点については、私どももいたしましては、これははなはだ不満とせざるを得ないのであります。

そこで私はこの際農業災害対策の一環として、災害補償制度の根本方針に關して農林大臣の所信を伺ひ、今後における行動の指針といたしたいのであります。農林大臣はすでに十分御存じのことと思つておりますが、農業災害補償制度は、今日非常なる難局に直面しておるのであります。しかもこの事態は年一年次第に悪化して参つておるようには私は見ないのであります。国会といたしましてはつとにこの実情を認めまして、その対策の樹立に異常な努力を傾けて参つたことは、農林大臣も御存じの通りであります。農林省はこれのわれわれの熱意にこたえて、農業災害改正協議会を設け、われわれもこれに参画して、昨年七月以来熱心に審議検討した結果、昨年十二月二十一日、

とりあえず政府に対して中間答申を行つておるのであります。

この中間答申の内容は、まず一筆石建、共済金額の農家別選択制、掛金率の細分化、統計調査機構による郡単位損害評価等については三十九年度産水稲より実施することとし、共済組合の区域の適正化、連合会の赤字処理につきましては、三十九年度中に実施することとし、他のすべての問題、たとえば農業災害補償の組み立て、中央団体の設立、任意共済の取扱ひ、共済団体の行方防除等々に関しましては、この会期中に審議を完了することに満場一致決定したのであります。しかるに中途において総選挙が行われ、国政方針が明確を欠いた等の事情はありましたが、農林省が今日まで半年間にとつてきた施策の内容を見ますと、組合の合併、掛金の徴収、損害評価等について、知事、共済団体に若干の指示を行つたこととどまり、制度の基本方針については言うまでもなく、三十九年度の暫定目標の大部分についても、実施細目に関して何ら具体的措置を講じている事実がないのみならず、二十二国会の会期は一応延期を見ましたものの、残期間も少い今日、いまだに協議会開催の運びにも至らず、農林省当局の意欲は全く冷却し切つたのかと疑わざるを得ない状態なのであります。農林大臣は、一体協議会の中間答申をいかに取扱いになるつもりでありませうか、また次回協議会はいつごろ招集せられる予定でしょうか、また制度改正の基本方針についていかなる用意をもつて臨まれるのでありませうか、伺つておきたいのであります。これが質問の第一点であります。

次に、昨年から今年にかけて行われたいつておるところの会計検査院の会計検査、及び行政管理局の行政監察の結果、制度の欠陥、農業共済組合、同連合会の経理の不正事項ないしは事業経営上の不当事項等、あらゆる好ましからざる事実が次々に明らかになつておる点に關連して、御所見を伺いたいのであります。

わが委員会としましては、去る六月四日及び七月二日の二回にわたつて、農災小委員会を開催して、会計検査院の小峰第三局長、行政管理局の大森監察事官及び松本事官の詳細なる説明を聞いたのであります。が、会計検査院では、昨年今日まで三百十組合の検査を行いましたところ、共済掛金の徴収、共済金の支払い等の事務は組合員から全く遊離して、組合または連合会の内部でやり回しておる事実、あるいは極端な損害評価の水増しの事実等、随所に不正不当の事例が露見され、本年度の検査組合百八十組合のうち、実に九〇%までは、いずれかの部面においてその運営状況は不良である旨の非難的な報告を受け、われわれ委員会はがく然として驚いたのであります。この会計検査院の報告は、われわれの専門的立場より見るならば、制度機構に対する統一的理解に欠ける点もあつて、個々の事務上の欠陥をばらばらに指摘しておるらしいしとはしないのであります。しかし全体的な傾向として見られることは、大部分の組合に憂慮すべき病患が痼疾のごとく伏在する然らざる事実を否定することはできないと存するのであります。監督官庁たる農林省といふたれましても、本制度の創設以来八年、この体た

らくでは責を免れる余地はなからうと存するのであります。また行政管理局の監察報告は二回にわたつて聴取いたしました。が、第一回は昨年四月から九月まで愛知と岐阜について監察せられた結果を報告せられ、第二回は六管区二百八十六組合に關する農業災害補償制度の行政監察中間報告について報告をせられたのであります。この報告をおきましては組合及び連合会の組織運営状態に關して多数の欠陥が指摘されたのであります。その一々について申し上げますが、要するに現行制度の仕組みは、農民の理解の上に立つた協力を期待しないかのごとく、いたずらに複雑難解なる誇り、中にはこれを悪用する団体指導者が生まれ、制度運営の行き詰まりとなつて現われておることは、もはや否定できないのであります。農民を不慮の災害より守り、農業経営の安定と農民生産力の維持向上をはかるために、本制度の根幹にメスを加えまして、安んじて末端職員が使命に邁進できる態勢を築き上げたといふわれわれの念願よりいたしまして、これらの一連の悲觀材料は真に遺憾千万と申すほかはないのであります。しかも今日までの農林省の態度を見ますと、正面から問題に對決していく用意と気魄を失つておるのではないかと、われわれは何ものかに農林当局が着かされておるのではないかと、かような感じすら持つのであります。とにかくその態度はすこぶるあいまいしごくであります。もしこのまま進んでいけば、農林省の怨望の的となり、やがて根柢より崩壊するのうき目を見るものと断定せざるを得ないのであります。

また、そこで農林大臣に伺いますが、国家補償と保険とを分離し、公共的性の確立を主眼とする衆議院農林委員会の決議の精神を尊重し、かつ会計検査院、行政管理局など国の監察機構が公表したるものとの批難事項を率直に受け入れられまして、制度の抜本改正について真剣に再検討を加えられ、すみやかに案の作成提示に進まれる意図ありやなしや、しかし三十一年度産米については新制度をもつて臨むというお覚悟と御用意を持つておられますやいなや、明確なるところの大臣の御所信を承わりたいのであります。これが第二点であります。

次に第三点といたしましては、任意共済の問題について農林大臣の御所信を承わりたいのであります。この問題は、当面解決すべき問題と、制度の根本改正との関連において解決すべき問題との二つの問題を持つておると思つておるものであります。任意共済事業につきましては、私から申し上げるまでもなく、昭和二十四年に農業災害補償法が改正をされまして、農業共済団体が主要農作物以外の農作物、農機具、建物等について共済事業を行つ得ることとなつておるのであります。このうち建物につきましては、農家の建物に対して短期の損害共済を実施し、火災のみならず風水害をも共済事故に取り上げ、加入戸数、共済金額等相当の実績をおさめておるのであります。最近におきましては長期の損害共済、更新共済をも開始するに至つておるのであります。しかるにこれら建物共済事業に關しましては、生命共済などとともに農業協同組合が農協法に基いて終戦以来実施して参り、さらに昨年六月

団体再編成問題の一環として農協法の一部を改正いたしました。農協共済事業に對する行政の監督規定を整備強化して今後の発展に備へることとなつたことは御存じの通りであります。かくして建物に關する任意共済事業に基くものと競合することとなり、兩者激しく対立し、近來とみに憂うべき事態を招来してゐるやに看取されるのであります。衆議院農林委員会におきましては、つとにこの状態を憂慮いたしまして、冷静にかつ同家の立場に立つてその解決策を検討して参つてきたことは御存じの通りであります。さきに農災制度の抜本改正を審議いたしました際、任意共済問題について深く立ち入つて検討し、昨年四月二十七日付の決議の第五項において、共済農協連の行方共済事業と競合する建物等の任意共済は、一定期間後農協に一元化し、事業内容に法的基礎を与えるものとすることを決定いたしましたのであります。これは、災害防除事業は、経済事業を除いて、これを共済団体に一元化する旨の同決議の第九項と表裏一体の關係を持ちましてわれわれの意図を表明いたしておるのであります。このことは農協事業の一環として共済事業を管掌しめ、農林資金の蓄積、蓄積資金の生産資金としての農村への還元ならしめんとする目的に出たものであります。御了解いただけるところであります。農林省は、制度改正協議会の議を経て決定することとしたのであります。が、今日に至るまで最終結論に達せず、何らの解決策をも講ずるに至つて

おらないことをはなだ遺憾といたすものであります。しこうして共済団体が行なっております任意共済事業のうち、建物の更新共済につきまして、その法律上の根拠を検討いたしまして、これが現行法の範囲で実施し得るものなりやいなや全く疑問なきを得ないものであります。すなわち農林省は昭和二十七年四月二十三日付の農政局長通牒を都道府県知事あてに発し、本通牒によつて農業共済組合及び同連合会の実施する建物更新共済に関する細目を決定指示しておるのでありますが、本通牒の法的根拠は、農業災害補償法第八十四条三項もしくは同法百二条によるものであると言つておるのであります。しかし法第八十四条三項は、農業共済組合は、任意共済について建物の損傷について生じた損害について組合員に対し共済金を交付するものとする云々とのありでありまして、農業共済団体が行い得る建物任意共済は建物の損害共済であることを明らかにしておるのであります。しかればこの損害とはいかなるものかと考えてみますと、同法第一条に、不慮の災害により農家のこうむるべき損失であるとしておるのでありますが、建物更新共済では、同通牒において火災、風水害その他不可抗力による災害及び一定年数の経過を共済事故とする共済であるとして規定いたしておるところから見ますと、ならば、時間の経過による建物の価値の自然的減耗を共済事故としておることになり、法律違反の疑いはきわめて濃厚であると断ぜざるを得ないのであります。また法第百二条には「農業共済組合の組合員が、自己の責に帰すべき事由がなくて、命令の定めるところに

より、一定年間組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が一定の額に満たないときは、組合は、組合員に対して共済掛金の一部に相当する金額を払い戻すことができるとありますが、これはいわゆる農作物共済の無事戻しの制度を規定いたしておるところは御存じの通りであります。しこうしてこの規定は、三年以上の掛金の掛捨て農家を救済するためでありまして、この制度と、あらかじめ積金をいたしておいて一定年数後にその払い戻しを受ける仕組みであるところの建物更新共済とは、全く別種のものであって、両者間に何らの関連性はないものといわなければならぬと思ひます。

以上を要しますに農業災害補償法は、更新共済のごとく満期に至るまでの間積立金を積み立てて、建物の改良、新築等の資金に充たせまするところの一種の金融事業、貯蓄事業を認められたものでないことは一点疑問の余地のないことでありまして、以上の私の説明により大臣も御了解をただけのものとなるのであります。従いまして農林省が昭和二十七年に農政局長通牒をもちまして、農業共済団体の建物更新共済に關してその実施細目を示すことになりましたことは違法なる行政処分でありまして、非常なる大失態であると申さなければなりません。また建物の損害共済におきましても、これに長期と短期とを行なつておるのであります。長期共済は一定額の積金をいたしておきまると、その運営利益が保険料となつて火災等の場合保険金をまらうことができる仕組みと相なつて

おるのであります。これは明らかに一種の金銭信託業務であると思つております。農業法がような信託業務を認めておるかどうかが、これもまた疑いなきを得ないところでありまして、よつて私は農林大臣に伺うのであります。すなわち第一に、建物損害共済につきましては、近き将来すみやかなる機会において農業協同組合に一元化するにとを含みとして現行法の改正に關し適切な措置を講ぜられる御意図が御座るかどうかが、これが第一点、第二点は共済団体の行い建物更新共済事業につきましては、さきあげた局長通牒が法令違反であることを認められまして、すみやかにその事業を停止する措置を講ぜられますかどうかが、これが任意共済に關する質問の第二点であります。

以上任意共済について二点の御尋ねをいたしました。總括して三つの問題に対し農林大臣の明確なる御方針を要望いたしました。私の質疑を終わりたいと思ひます。御所信を承わりました上でさらにお尋ねする事項がありまるといふと思ひますが、これをもちまして一応質疑を打ち切ります。

○河野国務大臣 ただいまの足鹿さんの御質問に對してお答えいたします。農業制度のために國が年々數百億の財政支出を行い、わが國における最も重要な農民保護の制度であるにかかわらず、農業共済団体が会計検査院や行政監理庁から次々と非違を指摘されておることとはまことに遺憾なことでございまして、この点につきまして行政指導により改善し得る部分については部下を

督促いたしました。即刻改善に努める所存であります。が、制度の仕組みそれ自体の欠陥に起因するところの事業運営上の不正不当事項の是正につきましても、思い切つた外科的手術を根本的に進行以外に方法がないという点については足鹿委員と同意見でございまして、しこうしてこの改正の方向につきましては、公共機関による国家補償的色彩の強い制度に切りかえることがわが國の実情に適合しておるようにならねばならず、さうするに當り、協議会の命を命することになります。協議会の中間答申の取扱ひもこれと並行して研究いたします。従いまして協議会の開催日は若干おくれることにもなるかもしれません。以上、趣旨で成案を得次第進んで御諮問申し上げることにいたします。努力目標を三十一年度に置くことはもちろんでございます。

次に建物任意共済についてであり、共済事業に金融業務、貯蓄業務のごときは、農業協同組合が統一的に行うのが妥当であると思ひます。また農林委員会の決議もありませんので、これを尊重し、共済団体の建物損害共済は近いうちに農協に一元化するという点に立つて現行法の改正を検討したいと思ひます。また長期共済、更新共済につきましても、仰せのごとく手落ちがあれば検討いたし、御趣旨に従つてすみやかに処置いたしたいと思ひます。

以上お答え申し上げます。○足立委員 關連して……ただいまの足鹿委員の質問に對しましては農林大臣は、建物任意共済につきましては農協に一元化する方向で法律改正の準備をいたしたいという御答弁がありまし

ありますが、私は次の通り答えておる。それは、すでに農業災害補償法に数年前からこの任意共済というものが認められ、全国的にこの建物共済が実施されまして、きわめて安い利率で全国の農家が多数これに加入しておるのであります。実績はもう明らかであります。おそらく数字に示せば八対二にも及びますまい。九割くらいのもがおそらく共済制度つまり農業災害補償法に基づくところの共済組合の建物共済に加入してあります。そういう比率になつておると私は確信している。ところで私の考えでは、農家の建物というものは単に住宅ではない。町における工業業者などの建物とはわけが違ふ。もちろん商工業者でも店舗を兼ねた建物というものはあります。農家においてははより以上農業というものと密接不可分な関係にある。つまりときには作業場にもなるし、ときには納屋にもなる、倉庫にもなる。農家の住宅というものは農業経営と不可分一体のものである。従いまして農家の建物についてはこの補償制度をさらに拡大強化いたしました。農業災害補償法の強制加入課目に取り上げて国家補償を実現すべきである。私は確信しているという意味の答弁をいたしております。ところで両団体間の調整をはかるためには、農業協同組合が保有する倉庫その他の建物につきましては、農業協同組合が自主的に、ちょうど町村の役場が、全国町村会で共済事業をやっておるような考え方でやるというのであれば、これは自由だ。しかし農家の建物についてはあだおるそかに考えるわけにいかない。しかも共済農業協同組合連合会というものができて今活動しております

が、その今までの経緯を考えてみましても必ずしも公明正大な運動を展開しているとは思えない。いろいろ暗い面もあるわけでありまして。そういう面を考えますときに、私は農家のためを考え、しかも等細な、災害その他を受けやすい、しかも風水害、地震等の被害によって農家は再び立つことができないような災害を受ける、これを完全に救済するためには、今共済農業協同組合連合会やらんとしておる火災保険だけではとうてい救済できない。この風水害や地震等の惨たんたる被害を救つてこそ農家の建物を維持し、農業経営を安定せしめるための施策である。私は確信している。従つてこの農業災害補償法を拡大して国家補償を何がか、たとえば家畜共済に行われておる程度の最低掛金に対するところの一部国庫負担でもつけよう。あるいはまた超異常災害と申しますか、大風水害や地震等の場合、とても県の連合会あたりでは負担しきれないような保険責任を負う一部持つというような方法を確立いたしました。料率をより以上安くして、あらゆる災害に対して農家の貴重な建物、これは申すまでもなく住宅のみならず納屋や倉庫、作業場も含めまして、こういう建物を国で補償するという制度がなければ、私は根本的に救えないと考えて、さうな答弁をいたし、参議院において了承を得て、なおかつ私の答弁に対して付帯決議がついて通過成立を見たようないきさつもある。これは農業協同組合法に共済事業を行うことができるという一項目を加えることにつきまして、さうな経過になつておる次第でございます。以上の点を考えますときに、農林大臣

が今、足鹿君の質問に対して、にわかに改正を目的としてやるのだというところを軽率にお答えになることはどうかと思ふ。農林大臣の私のこの意見に対する御所信をお伺いしたい。○河野国務大臣 大体御意見を拝聴いたしました。それらの点は十分慎重に考慮いたし、善処したいと思つておられます。○田口委員 私は農業による水産関係の被害問題につきまして、特に有明海、大村湾、橋湾、この非常に入り込んだ海面におきまして被害が相当激烈に起つておる問題につきまして、農林大臣及び関係当局に質問をせんとするものであります。まず第一に農業改良局長にお伺いしたいと思つてございまして、皆さん方は昭和二十六年からハリドールの使用につきまして御試験になりました。そして二十七年には約一万町歩ないし三万町歩、二十八年六十万町歩から七十万町歩使用することになり、二十九年にはこれが一躍九十万町歩以上使用されるようになった。こういうことにつきまして、国の補助を与え、そして使用を奨励されたことは、日本の米作が二化メイ虫その他で非常にいたみつけられておる事情からいたしまして、これを完全に駆除して生産増進をはかられるということにつきまして、まことに喜ばしいことと考へておる次第であります。ただこの反面において、人畜はもちろんであります。特に水産業、河川漁業あるいは内海漁業の方面に著しく大きな被害を与えておるのでございまして、この点について、この農業使用を奨励されるに、これらの被害まで考慮

しておすすめになつたかどうか、その点をまず第一にお伺いしたいと思ふのであります。○小倉政府委員 農業の使用、特に戦後の新しい各種の農業の使用によりまして、人畜に非常な害を与えることがございまして、新農業の使用につきましては十分注意しながら実は奨励をして参つたのであります。ただ人畜その他魚類につきましては、必ずしも各種農業から同一の影響を受けるものでございませぬ。特に動物につきましては、最近ではパラチオン類であります。このパラチオンの人畜の被害につきましては、ことの初めから承知をしておりまして、これについては十分な配慮をいたし、だんだんと使用上の注意も強化して参つたのですが、魚類に及ぼす影響については、必ずしも当初から的確に予想はできなかったものであります。しかしながらお話しのようにだんだんと使用量がふえてくるということになりまして、パラチオンの影響ではないかと思われる節も魚類についても生じて参つたのであります。その点について、はなはだ申しわけないので、おそまきながら研究もいたし、だんだんと使用上の注意もいたして参つておるのでありますけれども、なお一層さういふ方面の調査研究それから使用上の注意ということについては、細心の注意を払つて努力いたしたいと思つておられます。

○田口委員 相当注意をして奨励をした。ただ水産問題につきましてはいかなる被害を及ぼすか、さうなことは全然考えなかつたというお話しでございますが、現に有明海におきましては、ことに困つたことには海が入江になつておる。そして海水の環流が非常に悪い。それが干満の差が相当大きいために干がたが非常に発生をしておりまして、この干がたによつて、いろいろの重要水産物が生産される、あるいは重要水産物の稚魚あるいは卵の発生がこの干がたの付近でなされるといふことが、それからもう一つ、背後に耕地が非常にたくさんあるという特殊事情が非常にたくさんある。有明海一帯がこの農業使用によつて非常に打撃を受けております。ただ無鉄砲に政府にお願いをしてもいけないから、今日までいろいろ各県の水産試験場あるいは九州大学などが、被害の実態について調査をしておりまして、中央に持つてくる期日が非常におそくなつたわけなんですけれども、各県としてはこの問題を非常に重要視いたしまして、いろいろ無理な県財政のうちから金を回して、漁業者の救済に当るといふような、地方的には相当長い問題であります。中央には最近ようやく持つて来た。この研究によりまして、二億万分の一のハリドール液で、エビ類がほとんど死ぬ。しかも田畑から流されたハリドールというものは干がたに堆積して、海水の中にもある。エビ類が死ぬというのことは、御承知の通りあらゆる魚のえさの元がエビになつておるわけですから、エビ自体の減産ということも、漁業者の生活を脅かしますけれども、それ以上に魚のエサがなくなつてしまふ。さういふことで非常に全体的な減産を来たしてございまして、長崎県にいたしましては、佐賀県にいたしましては熊本県にいたしましては福岡県にいたしましては、はなはだしい県では従来の生産の三分

の一近くになっている。あるいは二分の一、いいところで、五分の三程度の生産を維持している。これを具体的に申しますと、ああいう内海のところではございませうから、半農半漁も多いのでありますが、一カ年間に十万円程度の収入で生活をしているわけなのです。それがこの被害ができてから年の収入がわずかに四万六千円、月の収入にいたしまして三千八百円程度になっていく。被害前は八千八百円程度の月収入で生活ができておられた者が、三千八百円の収入になってしまつて飯が食えない。こういう事情になりました、配給米も取れないという漁業者が相当できてきております。この被害につきましては、農業改良局長にいたしましてもあるいは水産庁関係にいたしましてこの減収が農業の使用による、このことだけはおそく各局の人がお認めになると思います。もしこの被害が認められないということになりますれば、私はその方と今日までの調査研究の資料によって議論をしようと思つておりますが、これはもう漁業者もそれであり、あるいは九州大学の間報告なんかもそれによるし、各府県の水産試験場の研究もさうなことになつていく。さうなことからいまして、今直ちに生活に困つていよう漁業者がここにきておられる。この漁業者にどうして飯を食わせるかという問題を国としてどうも考へてもらわなければならぬと思つてございませう。

われわれは近代産業と原始産業の衝突、この問題について今日まで悩んで参りましたが、今度は原始産業同士が衝突をするという結果になつて、そして以上申し上げましたよりの状態になつて

ているのでございませうが、ここに約二万人程度の漁業者が飯が食えなくなつておられる。この現実に対しまして、農業使用はおそくこれをとめるわけにはいかない。米の生産増強のためにはとめるわけにはいかない。この二つの事情からいたしまして、農林大臣といたしましてはこの問題についていかなるお考えでありますか。いろいろな恒久対策の問題もありましようが、さしあたり食えない問題に対して、どうお考えになりますか、その点をちよつとお伺いいたしたいと思います。

河野国務大臣 有明湾一帯の沿岸の海域におきまして、農業の影響によつて、昭和二十七年、八年來漁獲が激減して参つたというお話はたびたび承承るものでございませう。そこでこの問題の対策といたしましては、まず第一にただいま御指摘になりましたよりの、当面の緊急の処置をどうして参るかと、このことは農業の影響があるとかないとかということにかかわらず、漁獲が激減して漁民諸君の生活に困窮を來たしておられるということにつきましまして、早急にこれに対して対策を講じなければならぬと思つてございませう。たとへば漁業の転換をいたすにいたしまして、その他の海岸において他の職業をこれに与えるにいたしまして、早急に緊急策として第一に処置することを考へなければならぬと思つておられます。これが農業の影響であるかないかということにつきましましては、しかもそれがどの程度の影響があるのかというところにつきましまして、日本全体の農業の影響と関係のあることとをございませうから、これについては根本的に徹底的に検討を加えまして、その結

論を得ることが必要であると思つて参ります。その影響についての結論を得ると同時に、これに対する対策といたしまして、この農業の使用がどういふふうにかつたかというところ等についても十分検討を加えまして、どうしてもその影響を免れることができないということになれば、さらさらこれに対しましてまた別途考へなければならぬということが起つてくると思つておられます。今お尋ねになつておられます有明海域の問題につきましては、今の影響を受けておられますアミその他エビ類の生存に支障を來たしているし、また漁獲が激減しているという事実から見まして、これらの漁業の転換、たとへばノリを繁殖させま

ついでにまた近海漁業に転換して参るとか、さらさらまた近海漁業に転換して参るとか、さういふようなこと等々について、すみやかに対策を立てて善処するよりの、実はそれぞれその係の者に命じて、すみやかにこれが施策を講ずるよりにいたしていただくわけでありませう。幸い今年度予算におきましても多少の余裕もあるようございませうから、御指摘の点につきましまして、この方面に重点的にこれらの方策の施設を講ずるよりにいたしたいと思つておられます。

こと、今大臣からお話になりました漁業の転換であるとかあるいは地元を被害をこうむらない漁業に転換させるか、この施設、これも早急にやつていただくことが必要でございませうが、さしあたりどうしても飯が食えない、配給米が受け取れない、このさしあたり問題のどう処理していただくか。その点について大臣の御答弁をさうらにお願ひしたいと思つておられます。

河野国務大臣 よく地元各県当局とも連絡をとりまして、実情に即した善処をいたしたいと思つておられます。

田口委員 それから私この問題につきまして深刻に考へているのでございませうが、将来はどうしてもその被害を及ぼさない有効なる農業を案出していただくことが根本的な解決と思つてございませうが、今日の農業に対する研究程度では、直ちにこれに期待するといふことはなかなか容易でない。たまたま有明海の方は内海であり、水のかわりが悪い。こういうことがまず第一にこの被害が有明海に現れたわけな

くらゐに対策本部長にでもしてこの問題に対しまして関係局あるいは研究機関、こういうものを一緒にした対策本部を一つ作つていただけないか。これは今では有明海でありませうから、ごく小さい問題でありませうけれども、しかもこの原始産業同士仲よくいく連中がこの問題で相反するよりのなことがございませうれば、思想上から申しましても、農村、漁村の平和な生活からいしても、非常に遺憾と思つておられます。これを本式に農林省で取り上げていただくという意味におきまして、何か対策本部でも設置していただく、こういうことを御考慮願ひたいと思つておられます。

河野国務大臣 御趣旨もつともにお聞き願ひたいと思つておられます。

網島委員 先ほどの田口さんの質問のうち、農業の研究についての御質問がございませう。今河田研究部長が来ておられますが、お聞きにならぬでもよろしゅうございませうか。

田口委員 この問題の根本的解決は、先ほど申しますよりに稲の害虫には効果があり、そしてほかの方面に被害を及ぼさないというよりの、さういふ農業の案出でございませうが、今研究部長がおいでになつておられることと、この方面の研究について今日どの程度まで進めておられますか。その点をお伺ひしたいと思つておられます。

河田説明員 稲のメイ虫に対しまして農業というものは非常にききにくいものでありまして、ようやく最近きくものが出てきたよりの状態でありませうが、同時に人畜に及ぼす影響が非常に大きいので、人畜に対する影響について万

全の措置をとりましますように研究して参つたのでありますが、水産方面の問題につきましても、最近出て参ります農薬については細心の注意を払つておるのでありますが、現在のところでは完全に水産に影響がないという保証のついた、しかもメイ虫にきくというよくな薬はちよつとまだ見つかつておらない状態でありまします。

○田口委員 先ほどからの大臣の御答弁によりまして、この問題がきわめて重大なる問題であり、農林省としても真剣に一つ被害漁業者に対する対策を講じていきたい、こういうような御答弁でございまして、実行力のある農林大臣でございまして、誠意を持って答弁されておるのでございまして、この点は一つ農林大臣の御努力に期待をかけて、私の質問を終わりたいと思ひますが、ただ農業改良局にいたしまして水産庁にいたしまして、こういう深刻なる被害がどうも頭にまだびんときていないような感じを受けるのでございまして、これはこの暑いのに、しかも経費も何もないのに、各府県からやむを得ず二十人、三十人と上京して陳情しなればならぬような事情に立ち至つておるのでございまして、被害漁民の気持をぜひ持っていたらどうか、よく大臣からも打ち合せていただきたいと思ひのでございまして。その点だけを希望申し上げまして私の質問を終わります。

○河野國務大臣 とくと了承いたしました。

○大坪委員 私も関連をして、一、二大臣並びに関係政府委員の方々に伺ひをいたします。

大臣は、大体有明海方面に相当農薬の被害が魚介類に及んでおるのであるという程度の御認識をお持ちのようになつたのであります。ただその御答弁の中に、有明海では相当魚類等に被害があるやうであるが、果してそれが農薬の害であるかどうかというところをもう少し研究しなければならぬやうに思ふ、特に日本全体の農薬と魚類等の関係にはもう少し検討を加えなければならぬやうに思ふというお話のようになつておるやうに思ふが、これはまことに無理からぬことだと思ひます。農林大臣は、あるいは有明海の状態を果してつぶさに御承知であるかどうか。この点に私も一点の疑いを持つわけでありまします。私は有明海沿岸に生まれて育つたものであります。有明海は日本で特殊の性質を持つておる内海であるやうに思ひます。潮の干満がきわめてきついことは御承知の通りであります。この有明海の泥土というものは、私どもはがた泥と申しておりますが、他の内海等にはなかなか見得ないやうな特殊な粘土質であるのであります。水中の微生物のやうなものは付着しは小さい塵芥のやうなものは付着して離れない。しかもあれは湾口が狭いのでありますから、有明海の水といふものは、外海の水と環流することがほとんどないやうな状態であるやうに思ひます。たゞこれば農薬の害が現実にあるとすれば、これは他の外海に直接面しておるやうな河川等によつて流されてくる農薬とは違つて、各地から流れてくる農薬の残滓とでも申しましようか、流れ着いたものが始終停滞して泥土に付着し残るとそれがだんだん累積をしていくと

いふ状態になつておると思ひます。また海水も、今申し上げましたやうに、外海の水との環流ができせんかから、始終同じやうな状態で毒毒を含んだままだに停滞しておるやうなことが認められると思ひます。これが特徴の一点でありまします。それからそれは、有明海の周辺は、広漠たる面積のある単作地帯の農村でございまして。従ひまして流れ込んでくる農薬使用後の排水といふものが非常に多いといふことも考えなければならぬ。これもやはりおそろく他の内海等に比較して、比較にならない程度に大きなものではないかと思ひます。特に七年ごろホリドールを使用することとを農林省あたりの御奨励によつて農民が使用するやうになつてしまつてから、明らかにそうでないかと深く疑ひを持たれるやうな魚介類の損害、死滅損害でございまして、たとえは佐賀県におきましては、佐賀県の水産試験場において検査しておる。福岡県において、九州大学の農学部委託して試験研究をいたしておる。その結果、海水の中に、または泥土の中にも、明らかにホリドールの存在を認めておる。その存在の程度、含有量は、もう十分に、稚魚はもろもろ、相当成長した魚をも、たとえは二十四時間以内に死滅せしめる程度、あるいは十時間以内に死滅せしめる程度の、濃度の高い農薬を含んでおるやうなことが、試験研究の結果明らかになつておるわけでありまします。これは昨年十月に福岡県でその結果を見ておりますから、おそろくその直後に農林省には報告されておると思ひます。かように、有明

海域につきましましては、これは全国の他の農村地方あるいは農村と関係のある地方といふものと比較研究せねばならぬといふやうな、そんな事はなまやさしいものではないわけでありまします。これは大臣は御承知でありますかどうか。ありますから、九州大学の農学部の試験研究の結果如実に出ておる問題でありますから、有明海の特異性といふものからして、有明海の特異性といふ識が大臣にあらためて得られますか。どうか、その点を伺ひたいと思ひます。

○河野國務大臣 私の申し上げましたことが多少誤解をされていたかもしれません。私の結論は、同時に全国にも影響いたすことでは、有明海の点にのみならず、いろいろな九州大学その他で御研究になっておることも、係から十分聞いております。その結果といたしまして、結論的に断定する——程度がどういふものであるかということにつき、またそれが対策についてはどうしたらよいかというところについては、政府としてまだ結論を得ておりませんけれども、今申し上げましたやうに、応急策としては、この原因結果が何であるにしろ、早急に善処しなければいけないという事は、先ほどお答え申し上げた通りであります。従ひまして、その研究の結果を十分に顧慮いたしまして、そしてこれに対する対策等につきましても万遺憾なきを期して参りたいという意味で申し上げたのでございまして、これが全国的に影響があるとかないとか、その調査を全国的に済ました上でどうしようといふやうな意味で申したのでは、ございませぬから、その点は御了承いただいたと思ひます。有明海には、今お話のやうな現象が現われておりまします。二十七年を契機にして非常に漁獲が減つてきたといふこと、それらの結果から見て、そこに何かのものがあつたといふことは、これはもう否定できない事実でございまして。その原因については、今申されますやうに、農薬が主たる原因である、農薬が沈澱していろいろなことになつてきたかといふこと等につきましては、いろいろ研究も続けられておるやうに思ひます。それらについて対策を講じ、農薬の使用等についても十分対策を講じなければならぬこととでございまして、そういう意味で申し上げたのでございまして、お話しになりましたその特殊性等につきましては、十分これを考慮いたしまして、しかるべく係の方においてこれに対処するやうに指示したいと思ひます。

○大坪委員 ただいまの御答弁で、農林大臣のこの問題に対する御熱意と申しますか、誠意というやうなものは十分うかがえます。どうか十分御検討願ひたいと思ひますが、今御答弁の中にも、農薬の結果であるかどうかといふことをもう少し研究しなければならぬ——それは私非常な重大問題だと思ひます。有明海の水産試験場が現実的に研究しておる。これは地方の御批判もいろいろあるかもしれません。しかしながら一方九州大学で学問的に検討した結果、これは稚魚ばかりでなく、成長した魚に対しても相

当害があるというこの結果報告が明らかに出ておるわけでありますから——これはいろいろ社会的な効果を考えられまして、新聞紙等には発表されておりません。新聞紙等には発表されておりませんが、福岡県の委託によつて研究されて、その結果は福岡県に答へられておる。その結論は福岡県から農林省に來ておるはずなんです。これが農林省の結果であるかどうかという事は非常に問題です。今日日本は非常に食糧が不足いたしておりますから、これは何としても外国から食糧を仰がなければなりませんけれども、自給というところまではいかぬまでも、極力食糧増産を期待し、これをばからなければならぬ。それがためには病虫害の防除、駆除ということを考えなければならぬ。農薬もできるだけ使う、たとえばホリドールが有効であるならば、ホリドールを使わなければならぬと思ひます。これは今日必要だと私は思ふのです。しかしその結果が絶対魚に害があるということであれば、これはどういふことになりましょうか。現在まで是有明海の漁民たちは、百姓が使つたからけしからぬという考へまでにはなつておりません。なつておりませんけれども、これは政府が奨励して使つた農薬の結果であるから、何か政府に見ていただかなければならぬという気持は非常にあります。政府の手当がおくれますと、これは漁民が農民を恨むことになりはしないか。先刻田口委員のお話の中に、約二万と仰せられたのでありますが、私はこれは、九州四県で漁業の戸数が二万戸で、人口は約十万人になると思ひます。十万人の人口の死活問題になつておる。特に佐

賀県では、漁獲高の減少が、二十七年以前と八年、九年と比べますと半分くらいになつておりますが、そのうちで漁民が佐賀県では三千余戸数あるわけであります。そのうちの約七割は漁業專業なんです。これらの人が生活に苦しむ結果、農民を恨むようになっては大きな社会問題になると私は思ふのであります。これが今日緊急の事態になつておる。そこを一つお考えいただけなければならぬ。何のためか知らぬが、魚族が死滅しておるといふのではいけません。農薬の結果であるかどうかということをはつきりしていただかなければならぬ。それによつて策がきまつていかなければならぬと思ふのであります。農林大臣はおそらくその点をおもんばかられて、研究をしようと思はれたらと思つておると思いますが、私は、先刻申し上げましたように、農林大臣もよくおわかりのようでありまして、因窮を来たしておる者もありまして、農薬のためであると思ひ切つておりまして、その研究が必要であれば、すみやかに必要の研究をされる——私は九大の研究で十分だと思ひます。が、対策を至急にやつていただきたい。もう一点お伺ひ申し上げたいと思ひます。それは、先刻農林大臣の御答弁の中に、本年度予算も多少余裕があることであるから、これに對する対策を講じた、この仰せられました。これは大よそどの程度のものをこの問題の處理に充てるに當る御見当であるか、それが伺へば伺ひたいと思ひます。

○河野國務大臣 いろいろお述べいただきましたが、御趣旨は先ほど申し上げましたようによく承しておりまして、これについて善処したいと思ふのであります。最後に、これに對する対策としてどの程度の予算を使うかということをごさいます。今の沿岸における漁業を振興いたしますに對する予算につきましましては、むろん他の方面に必要な個所が非常にたくさんありますけれども、その中で特に有明海域に起つております。これをさいて、その方面に對することができると考へておるといふふうに今申し上げたのでございまして、これは全国的ににらみ合はせてむろんやることと考へます。ただしその經費に不足を来たし、現地の調査をいたしまして必要をむを得ざる事態が起りますれば、場合によりましては予備金支出なり何なりをしても考へなければならぬ事態が来るでしようし、なればまた一時のつなぎ資金を出しますとか、必要な事業をその方面に起しますとか、いろいろ手当の仕方はあると思ひますから、これらについていろいろの角度から検討いたしまして、よく地元の方々とお打ち合せの上善処して参りたいと思つておる次第であります。

○大坪委員 大体大臣のお氣持はわかりますから、大臣の御誠意と御熱意と、また私ども平素敬服しております御手腕に期待いたしまして、それは九州の非常にへんびなところだからと思つて、神奈川県や東京のような大きなところばかりを主にされないように、特に十萬の家族を持つた漁民の今日の生活問題でありますから、これが漁民と農民の衝突になるような社会問題を起すことがないように、急速な御処置を

お願い申し上げたいと存じます。最後にもう一点、先刻田口委員のお尋ねという御希望がありました。その中に現にいろいろ農林省にも利害相反するがごとき局部の對立もあるやうであるから、この問題の對策のためには御質問がございましたが、この点は私もぜひさういふふうにしていただきたいと思いますのであります。もう一度私からも大臣にそれについての御所信を伺ひたいと思ひます。

○河野國務大臣 お答へいたします。最後の点についての對策について、本部署を置いたらどうかといふ先ほど田口さんの御意見もあつたわけでございますが、省内として水産とこれらの關係に對して意見の食い違ひと對立とかがいふようなことは、私はあると思つておりません。しかし研究を一元化してこれが對策を講ずるといふことは適切なことと考へますので、先ほど田口委員にあつたようにお答へ申し上げたのでございまして、さうよく係官にいたしたいと思ひます。

○川村(善)委員 農薬によつて水産の魚介類が被害を受けたといふことは私初めて承つたのであります。それに対しての對策等については農林大臣から御答弁がございましたから、私はそれを重ねて追及いたしません。ただ農薬の問題だけでなく、水産資源に對する被害といふものは、やはり鉱工業による被害が相當ありますので、ただ農林省内の對策だけでは満足はできません。私たちはさきに水産資源保護法を制定いたしましたので、農林大臣の許可を得なければいづゆる銻毒を流す鉱工業

の作業場が設置できないということ立法したのでございまして。ところが参議院に行つてそれが通産委員会から排斥を受けまして、完全に削除されたのであります。従つてひとと農薬による被害ばかりでなく、鉱工業による被害等もあることを十分承知していただいで對策本部をやつていただく。言いかえるならば、農林省と通産省とも相談をして、さうしてそれの方々の識者も入れて、いづゆる水質汚濁全体の問題を解決するよふな本部を作つていただきたいといふことを私は要望いたします。さういふ御意思があるかどうかといふ点だけをお伺ひしておきます。

○河野國務大臣 大へんけっこうな御趣旨でございまして、あわせてその点についても十分考へまして善処することを答へ申し上げます。

○稻富委員 九大の点に關連いたしました一言だけ大臣にお尋ねしたいと思ひます。有明海の魚介の被害といふものは、先刻田口委員、大坪委員から御質問がありましたように、九大等におきましては農薬の結果であるといふことを言つておきます。全国的にさういふような例は今までもないようでありまして、有明海の被害といふのは相當特殊事情といふものがあるのではなからぬと思はれるのであります。先刻これらの對策に對しましては、近海漁業あるいはノリの養殖等に轉換するよふな方向をとらなくてはならないといふ大臣の非常に御同情のある見解を承つたのであります。ただこれに對する予算の裏づけの問題であります。先刻大坪委員の御質問に對しまして、大臣は全国的ないろいろな事情を勘案して、予算の裏づけ等については考へる、

こういふようなお話がありました。ところが有明海の状態というものは、ただいま両委員から申されましたように、今日切実な問題が起つておるのではありません。ただ農産物の被害というものは顕著なものでありまして、全国的な事情を勘案してやられるのでは非常に対策をおくれないというきらいがあるのではないかと思ひますので、特殊の事情をお考えになって、急速に予算の裏づけをして、これが対策をとつてもらう必要に迫られておると思つております。こういう意味においてこれに対する処置を講じていただきたい、こう考へるのであります。これに対する大臣のお考えを承わりたいと思ひます。

○河野國務大臣 稲富さんのおっしゃることは私もよくわかるわけでございます。むろん全国的に勘案いたしましたとして申しますのは、実はいろいろ事情もございまして、しかし今の有明海域における問題は、当面早急に対策を講じなければならぬ問題であることの事情については、十分私も承いたしました。おりますから、まず第一にこの点の対策について十分なる考慮を払いまして、必要な経費をこれに投入する、私は大体その方針でおることを申し上げたいわけでございます。但しあまりよけい経費が要りますと、本年度予算編成のときに、この問題についてそうたくさん入れるつもりで予算を組んだわけではございませんから、他に支障を来すという妙なことが起つてきますので、これらの全体の点を勘案して御答弁申し上げ、なほ必要の場合には予備費等について考へるといふことを申し上げたのであります。それらの点を御了承いただいております。

○稲富委員 たいだいま予算の足りない場合は予備金から支出すると、非常に理解ある大臣の御答弁であります。私も直ちにこれが対策に對しては本省にいろいろ折衝を進めて、そういう手続等もやると思ひますので、その点一つ御了承の上、一日も早くこれが解決に進んでいただきたいといふことを重ねてお願い申し上げます。私の質問を終ります。

○網島委員長 災害に対する調査はこれをもちつて終ります。

○網島委員長 次に内閣提出参議院送付にかかる開拓融資保証法の一部を改正する法律案を議題としたし審査を進めます。本案につきましてはすでに予備審査の段階におりりますので、この際質疑があればこれを許します。――別に質疑もないようでありますので、この際討論を省略いたしましたして直ちに採決をいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○網島委員長 御異議なしと認め、採決をいたします。本案に賛成の諸君の御起立を求めます。  
〔総員起立〕  
○網島委員長 起立総員。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。  
なほお諮りいたしますが、本案の委員会報告書の作成については委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○網島委員長 御異議なしと認め、さうに決定いたします。  
午前はこれをもって終りまして、午後一時半より再開いたします。  
午後零時九分休憩  
午後一時五十分開議  
○網島委員長 午前中に引き続き開議を開きます。

この際お諮りをいたします。外務委員会において審査中の日本海外移住振興株式会社法案に關しまして、昨日外務委員会との連合審査会が開会されたのであります。さらに引き続き連合審査会の開催を希望する旨の農林委員よりの発言に對しまして、外務委員会は本日、連合審査会を昨日をもって終ることとなし、なほ委員外発言はこれを認めることにするとの決定をした旨の連絡がございました。しかしながらこの法律案につきましては、農林委員会の立場からまだ慎重に検討を要すべき問題が多々残つておるのでありますので、この際さらに連合審査会を引き続き開会されよう、外務委員会に申し入れたらと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○網島委員長 御異議なしと認め、さうに決定いたしました。  
○網島委員長 昭和三十年産米価問題について農林大臣より説明をいたしたとの申し出があります。これを許します。農林大臣。  
○河野國務大臣 昭和三十年産の米價の決定につきましては、だんだん御注意もちようだいたしたし、またわれわれ各方面の御意見を拝聴する

等、その他政府部内におきまする意見の調整等のために、その時期が非常に遅延をいたしました。だんだん御配慮をいたしたことを、まずもつて厚くお礼を申し上げます。実は政府におきましては、御承知の通り先般これが價格の決定を閣議でいたしましたのでございまして。

まず第一に御報告申し上げたいと思ひますことは、米價審議会の御答申もございましたし、また当委員会における御決議もございました。これらの諸点につきまして十分検討いたしました。勘案もいたしたのでございまして。第一に生産費を基準にして十分に配慮いたしましたのでございましてけれども、これに付かしてなほおまじく考慮をいたさなければならぬ点もございしたので、原則として生産費に十分なるウェイトを置いて、さうして農産物全体の價格を置いて、参らなければいけないといふことはその方針を堅持して参ることになりました。おるのでございまして、さしあたり本年産米の決定につきましてはこれらの点を深く留意いたしますとともに、この資料によるべきいろいろ条件につきまして、まだ十分に整つておらないものもあります等の關係からいたしまして各般の点を考慮に置いた上で発表いたしましたように決定をいたしました次第でございまして。これにつきましては、全国農民諸君におかれましては、いろいろ御意見もあることと思ひますが、事情は今申し上げたようなこととございまして、委員各位に特に御了解を願つて、全国農民諸君に何とか御協力をいたさうかと思ひます。御承知の通り先般これが價格の決定を閣議でいたしましたのでございまして。

なほ特別にこの際つけ加えて御了解を得たいと思ひますことは、私といたしましては、米價はもろろんのこと、他の一般農作物につきましても、今後生産費を基準にして、これらの農産物の適正なる價格の目標を定めまして、これを中心にして農業政策を推進して参るといふことがどうも重要なことであるといふことを深く考へまして、近く政府部内に農産物の價格をどういふふうに定めていくことが妥当であるか、どういふふうな考へ方をしていくべきかといふことについて調査会を作つて、それによつて基本的に考へていきたいと思いますのであります。さういふふうにしてもし必要な施策が決定いたしますれば、明年度以降において必要な法律の改正でありますとか、処置をとつていくことに努力をしてみたいと思つております。

なほ特別にこの際つけ加えて御了解を得たいと思ひますことは、私といたしましては、米價はもろろんのこと、他の一般農作物につきましても、今後生産費を基準にして、これらの農産物の適正なる價格の目標を定めまして、これを中心にして農業政策を推進して参るといふことがどうも重要なことであるといふことを深く考へまして、近く政府部内に農産物の價格をどういふふうに定めていくことが妥当であるか、どういふふうな考へ方をしていくべきかといふことについて調査会を作つて、それによつて基本的に考へていきたいと思いますのであります。さういふふうにしてもし必要な施策が決定いたしますれば、明年度以降において必要な法律の改正でありますとか、処置をとつていくことに努力をしてみたいと思つております。

なほ特別にこの際つけ加えて御了解を得たいと思ひますことは、私といたしましては、米價はもろろんのこと、他の一般農作物につきましても、今後生産費を基準にして、これらの農産物の適正なる價格の目標を定めまして、これを中心にして農業政策を推進して参るといふことがどうも重要なことであるといふことを深く考へまして、近く政府部内に農産物の價格をどういふふうに定めていくことが妥当であるか、どういふふうな考へ方をしていくべきかといふことについて調査会を作つて、それによつて基本的に考へていきたいと思いますのであります。さういふふうにしてもし必要な施策が決定いたしますれば、明年度以降において必要な法律の改正でありますとか、処置をとつていくことに努力をしてみたいと思つております。

なほ特別にこの際つけ加えて御了解を得たいと思ひますことは、私といたしましては、米價はもろろんのこと、他の一般農作物につきましても、今後生産費を基準にして、これらの農産物の適正なる價格の目標を定めまして、これを中心にして農業政策を推進して参るといふことがどうも重要なことであるといふことを深く考へまして、近く政府部内に農産物の價格をどういふふうに定めていくことが妥当であるか、どういふふうな考へ方をしていくべきかといふことについて調査会を作つて、それによつて基本的に考へていきたいと思いますのであります。さういふふうにしてもし必要な施策が決定いたしますれば、明年度以降において必要な法律の改正でありますとか、処置をとつていくことに努力をしてみたいと思つております。



あるというような誤解を生んでおることとでございます。この点は、この制度の検討が直ちに自由販売になるということには私は考えていないのでございます。と申しますのは、自由販売を執行いたしますには、かねて私より機会あるごとにお話し申し上げました通り、それぞれの準備、用意、もしくは一般国民諸君の御理解が必要であることは申し上げるまでもございません。でございますから、この自由販売を実施いたしますにつきまして、いろいろの意味の用意と準備というよりなもの、たとえばやるといたしましては、この期限を必要といたしますので、この制度を改革することが直ちに自由販売に移行するというにはなると思はれては、私に考えていないわけでございます。でございますから、今この制度について根柢から根本的に検討を加えるというところが、その結論があたかも自由販売が明年から実施されるだろうというような誤解を一部に生んでおることとでございますが、これは私にいたしましては、決してそういうふうに考えておるのではないのでございます。この制度を検討するということと明年から自由販売を執行するということとは全然関係のないのでございます。私にいたしましては、この制度を検討を加えようとして閣議で決定をいたしましたことは、それが自由販売に移行するために検討を加えるということになっていないということとを、この際御了解を得ておきたいと思っております。

もあつたこととでございますので、この点について一つ申し添えておきたいと思っておりますが、財源につきましては、第一点は輸入米の値下り期待して、これによって約四十八億の資金が予算上から出てくるのではなからうかと期待いたしておるのでございます。実はこの四十八億につきましては、なおいろいろ検討を要することかと思っております。と申しますのは、大体従来われわれがある程度確定的に想定できます数字は、今日まで本年度の当初から輸入いたしました、輸入の確定した買入れ価格と予算額とを比べまして、これと同様の計算をもつてそろばんを入れますと、大体三十一、二億になるわけでございます。ところが、ここ最近一兩年の傾向といたしまして、米麦の値下りは、年初と当該年度の終りとの下降率の趨勢を見て、これを考慮におきまして計数を減らしますと、大体四十八億の数字が出るのでございます。でございますから、一応これは確定的に四十八億と見ることが少し妥当でないかもしれません、大体この用途においては計数を想定することができるとはなからうかと思っております。

第二といたしまして、食糧会計のものは経費の削減におきまして、大体十八億くらいものを想定いたしておるわけでございます。この十八億につきましては、従来遺費その他の削減におきまして十三億くらいに見えておるのでございますが、その十三億に加えるに五億加えたわけでございます。この五億はM S Aの運賃の状況から余剰の出でおりますものが五億ほどございますので、これに加えて大体十八億と計算をいたしておるわけでございます。次には業務用米としての売却をいたしたい。これも今後十分検討をいたしまして、その金を幾らにきめるか、数量を幾らにきめるかということにつきましては、なお今後検討を要する点が多々あると思っておりますが、一応想定いたしますのは、準内地米におきまして十七万トン、これは一升百三十円くらいで売却すれば大体三十八、九億出てくるだろうというところを一応想定いたしまして、そうして最後にこれのしわ寄せといたしまして考えたいのは、酒米の値上げでございます。現在一応酒米の価格につきましては、今年度は百十万石酒米に出すことといたしまして、これの販売金額を一万二千四百円を一万三千八百円に値上げすることによって約二十三億の益があげられると考えておるのでございますが、もし他の費目においてそれだけの所要の経費が出てこない場合においては、酒米についてさう考へる余地があるのではなからうかというふうに考えておるのでございます。こういうふうにして大体百二十八億の財源が得られるのでございますから、すなわち減収加算の費用を三十二億、今回の米価の予算米価に対する差額を九十六億、合計いたしまして百二十八億と見合ふ資金がここに得られるというところを想定いたしておるわけでございます。

簡単でございますが、大体以上御報告を申し上げた通りでございます。もちろんこの決定につきましては、従来いろいろ御主張を拝聴いたしました皆さんの御意見にそぐわない点も多々ございまして、いろいろ御不満等もあるかと存じますが、以上決定いたしました次第でございますので、何とぞ御了承いただきたいと思います。御報告を申し上げますが、御報告を申し上げます。

○松野委員 たいだいま米価の問題で大臣から御説明がございましたが、第一に本年度の食糧法に対する見解の不明確。第二番目には、米価審議会の答申に対する熱意がまことに欠けておる、答申を尊重しておらない。第三番目は財源における非常な不明瞭さ、この三点につきまして、実は重要な問題がございまして、しかし本日は他の議事進行がございまして、当委員会においての質疑は保留いたしますが、この委員会は、本日は全面的な了承の段階にはなっておりません。しかし他の議事進行が会の順序としてございまして、従ってこれに対する質疑は本日はいたしません。一応ここで意思表示を明確にいたしておきます。

なお、ただいまの説明にも関連がございまして、河野農林大臣就任以来の黄変米の発生状況について、おわかりの数量だけ本日御説明願いたい。黄変米は、今後安い外米をますますたくさん買入ることによって、国民生活に与える影響は多大でございまして、一応河野農林大臣就任以来の黄変米の発生状況——これはこの前からの懸案ですから、一つおわかりの点を御説明願いたいと思っております。

○河野國務大臣 黄変米の点についてお尋ねでございますが、これにつきましては、現在まで厚生省から明確な報告を受けておりませんから、せつかく松野委員からの御注意もあつたこととございまして、なほ緊密な連絡をとりました、精細調査いたしまして御報告申し上げたいと思ます。

○網島委員長 大臣は非常に差し迫つた用があられるので、今日はこれで……。

○網島委員長 次に水産業協同組合法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。本改正案起草の件については、去る六月八日の委員会におきまして、水産に關する小委員会に成案について小委員長の説明を聴取いたしました。小委員会の案のうち水産業協同組合共済会の問題につきましては、農業及び漁業災害補償制度に關する小委員会の立場から検討する必要がありますとのことから、さらに同小委員会連合会において検討がされたわけでありまして、この際その経過について御報告を求めます。小委員長 鈴木委員。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案  
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第百条の二」第百条の十二」を「第百条の二」第百条の十四」に改める。  
第十一條第一項第二号中「貯金」を「貯金又は定期積金」に改める。  
第八十七條第一項第二号中「貯金」を「貯金又は定期積金」に改め、同條第二項から第四項までを削り、同條第五項中「第一項」を「前項」に改め、同項を第二項とし、以下三項ずつ繰り上げる。

第九十三條第一項第二号及び第九十七條第一項第二号中「貯金」を「貯金又は定期積金」に改める。  
第百條第一項中「及び第八十七條第二項から第四項まで」及び「第八十七條第二項中「前項」とあるのは「第九十七條第一項」と、「同項第三号、第四号、第五号又は第七号」とあるのは「第九十七條第一項第一号第三号、第四号又は第五号」とを削る。  
第百條の二中「その経営の安定及び改善を図るため、災害に因つて受けることのある損害を相互に救済することを」とを「共済事業を行うこと」に改める。  
第百條の四第一項を次のように改める。

共済会は、会員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業を行うものとする。  
第百條の四第二項を次のように改める。

2 共済会は、定款の定めるところにより、会員以外の者にその事業を利用させることができる。但し、一事業年度において会員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において会員が利用する事業の分量の総額をこえてはならない。  
第百條の七第一項第五号を次のように改める。

五 共済事業の種類  
第百條の十第一項中「第百條の十二」を「第百條の十四」に改める。  
第百條の十一第二項中「共済掛金」の下に「及び共済契約者のために積み立てた金額」を加える。

第百條の十二第一項を次のように改める。  
共済会の事業に係る共済契約で保険に該当するものについては、商法第三編第十章の規定を準用する。  
第百條の十二第三項中「第百條の十二」を「第百條の十四」に、「同条第三項中第百條の七」を「第百條の七から第百條の十まで」に、「第四十八條第三項中」を「第四十二條第一項中」規及び」とあるのは「規約、共済規定及び」と、第四十四條第二項中「若しくは規約」とあるのは「規約若しくは共済規程」と、第四十八條第一項第二号中「規約」とあるのは「規約及び共済規程」と、同条第三項中「第百條の十」を「第百條の十二」に、「同条第四項中第百條の九及び第百條の十」を「第百條の十一及び第百條の十二」に、「同条第五項中第百條の十」を「第百條の十二」に改める。

第百條の九を第百條の十一とし、以下第百條の十二まで二条ずつ繰り下げ、第百條の八の次に次の二条を加える。  
(財務についての省令への委任)  
第百條の九 前条に規定するもの外、共済会が、その財務を適正に処理するために従わなければならない準則は、省令で定める。  
(共済規程)

第百條の十 共済会は、共済事業の種類別に、事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を共済規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 共済規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。  
3 前二項の認可の申請には、事業計画その他省令で定める書類を提出しなければならない。  
第百十八條第二項中「第百條の十二」を「第百條の十四」に改める。  
第百二十二條、第百二十三條第一項及び第二項並びに第百二十四條第一項中「若しくは規約」を「規約若しくは共済規程」に改める。  
第百二十七條第一項中「第百條の十二」を「第百條の十四」に改める。  
第百三十條第二号中「第八十七條第六項」を「第八十七條第三項」に、「又は第九十七條第二項但書」を「第九十七條第二項但書又は第百條の四第二項但書」に、「同条第五号から第九号まで、第十一号及び第十三号から第十六号まで中」を「第百條の十二」を「第百條の十四」に改め、同条中第二十一号を第二十二号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。  
二十一 第百條の十第一項の規定に違反したとき。  
附則  
この法律は、公布の日から施行する。

○鈴木(善)委員 去る五月三十日、水産に関する小委員会において起草いたしました水産業協同組合法の一部を改正するに法律案につきましては、六月八日の本委員会において私からその経過及び結果等について詳細に御報告を申し上げた通りであります。その際特に農業及び漁業災害補償制度に関する小委員長から、同小委員会において

も本件についてさらに検討いたし、万遺憾なきを期したい旨の発言があり、その後この趣旨に沿って、同小委員会において、六月十一日及び七月九日の両日にわたって連合の小委員会を開催して、慎重審議いたした次第であります。

この連合小委員会における審議の内容につきましては、会議録によって詳細御了承を願いたいと思存しますが、その質疑のおもなるものは、農業協同組合等が実施いたしておるこの種共済事業と水産業協同組合共済会の行方事業との競合関係についての点であります。この点に關しましては、政府当局において、本法実施に當つての共済規約の認可等の面において十分注意して、この種の弊害を惹起しないよう善処する旨の発言が行われ、これを了承した次第であります。なお各党におかれましては、御承知のこととあり、昨日の理事会にもお諮りして、御了承願つておりますから、本案の取扱いにつきましては、小委員会の起草にかかると本案を委員会の成案として御決定下さいますようお願いいたします。

○網島委員長 御報告を御承知し、御意見または質疑があれば発言を許します。  
「なし」と呼ぶ者あり

○網島委員長 別に御発言もないようでありますので、この際お諮りいたします。水産に関する小委員会の起草にかかると本案を委員会の成案として、御承知のとおり法律案とするに賛成の諸君の御起立を求めます。

「総員起立」  
○網島委員長 起立総員。よって委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。  
ちよつと速記をとめて。  
「速記中止」  
○網島委員長 速記を始めて下さい。

○網島委員長 次にお諮りをいたします。ただいま商工委員会にて審議中の中小企業安正法の一部を改正する法律案について、商工委員会に修正意見申し入れの件についてお諮りをいたします。本委員会は去る六月二十八日日本案につきまして商工委員会に連合審査開会の申し入れを行つておりましたところ、商工委員会の審査の都合上連合審査を開会することが困難とのこととありますので、本案に關し修正意見の申し入れを行いたくないと思存しますが、御異議ありませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり

○網島委員長 御異議なしと認め、次に修正意見の案文を朗読いたします。  
中小企業安正法の一部を改正する法律案に対する修正意見  
一、中小企業安正法中「通商産業大臣」とあるを、指定業種に属する事業の所管大臣たる「主務大臣」と修正すること。  
二、第三十條の二を削除すること。  
三、本法中「通商産業省令」とあるを「主務省令」と修正すること。  
右のごとく修正相なりたく申し入れます。どういふ申し入れをいたしたいと思存しますが、御異議ございませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり

○網島委員長 しかれば委員長の手元

においてさように取り計らうこと  
にしたいと存じますが、御異議あり  
せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○網島委員長 御異議なしと認め、さ  
ように決定いたします。明日は正十時  
より委員会を開会することとし、本日  
はこれにて散会いたします。

午後二時二十八分散会

〔参照〕

開拓融資保証法の一部を改正する法  
律案(内閣提出)(参議院送付)に関す  
る報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月十六日印刷

昭和三十年七月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局